

一般社団法人gratz 宛

ご利用に関する規約

下記の通り広告の掲出を申し込みます。

申込日	2022年 月 日 ()
申込名	
住所	
団体名	
ご担当者名	印
お電話番号	
email	

放映内容	
事務所許可	有 ・ 無
放映期間	
掲出素材納品日	2022年 月 日 () 頃
広告料金	円 (税込み)
お支払予定日	2022年 月 日 () 頃

1. 申込書について

申込者は一般社団法人gratz（以下、当社とする）指定の申込書に必要な事項を記載し、当社に提出することにより放映を発注し、当社が申込書を受け取ることによって申込書の【広告放映内容】に基づき、広告放映を行うものとします。なお、申込書を当社に提出後の中途解約はできないものとし、広告掲出料金は前払いといたします。

2. 広告掲出内容について

- 1) 広告掲出内容については当社の定める放映基準に則した内容のみ掲出します。
- 2) 申込者は掲出する画像・映像画面に係わる著作権、商標権等、一切の権利を保有するか、又は一切の権利関係进行处理していることを保証し、その映像画面が第三者の著作権等を侵害しないことを保証します。
- 3) 前項における申込者の保証に反して、第三者から何等かの異議の申立てが提起された場合、申込者は、申込者自身の責任と費用負担をもってこれを対処、解決するものとし、当社に責任及び費用負担を及ぼさないことを保証します。

3. 映像放映の停止について

当社が定期点検、故障、修理、特別番組放映等により、申込書の【広告放映内容】に基づく放映スケジュールをやむなく変更した場合は、変更した未放映回数を補填、またはその回数分に相当する放映期間を延長することで申込書の【広告放映内容】を遂行するものとします。なお、以下の場合の放映停止については放映料金等一切の返金は行わないものとします。

- a) 申込者の放映内容が当社の定める放映基準に抵触する場合（放映後の判明した場合も含む）
- b) 天災事故等当社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステムの障害が発生した場合

4. 機密保持について

申込者及び当社は申込書の【広告掲出内容】を履行するうえで、知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の機密を放映期間はもちろん、放映終了後においても第三者に漏洩しない義務を負います。